



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- * 89 和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則 (商工労働総務課)
- * 90 護摩壇山森林公園管理規則の一部を改正する規則 (森林整備課)

○ 告示

- 1156 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定の解除 (廃棄物対策課)
- 1157 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 1158 県営土地改良事業の完了 (農村計画課)
- 1159 土地改良事業の工事完了届 (")
- 1160 海神池土地改良区の役員の就退任 (")
- 1161 公共測量の実施 (技術調査課)
- 1162 「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (都市政策課)

○ 公告

- 和歌山県立わかやま館における指定管理者の募集 (商工労働総務課)
- 都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)
- 入札公告 (")

規 則

和歌山県規則第89号

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則(和歌山県立わかやま館管理規則(平成9年和歌山県規則第73号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「和歌山県条例第46号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第6条」を「第16条」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(行為の禁止等)

第2条 わかやま館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) わかやま館の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又はわかやま館を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、わかやま館の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(わかやま館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、わかやま館の管理上支障があると認められる者
(わかやま館の損傷等の届出等)

第3条 利用者は、わかやま館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりわかやま館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

「第2章 削除」を削る。

第5条から第7条までを次のように改める。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) わかやま館の施設に特別の設備を付加し、又はわかやま館の施設の設備に変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、わかやま館の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、わかやま館の利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

「第3章 会議室の使用」を削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県立わかやま館指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) わかやま館の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記

載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) わかやま館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) わかやま館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるわかやま館の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

第10条から第19条までを削る。

第20条中「知事」を「知事又は知事」に、「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)

和歌山県立わかやま館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例第7条の規定により、和歌山県立わかやま館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第73号）附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

和歌山県規則第90号

護摩壇山森林公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木 村 良 樹

護摩壇山森林公園管理規則の一部を改正する規則

護摩壇山森林公園管理規則（平成5年和歌山県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「和歌山県条例第10号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第3条」を「第13条」に改める。

第2条から第9条までを次のように改める。

（行為の禁止等）

第2条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 公園の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- 善良な風俗を乱し、又は公園を利用する者（以下「利用者」という。）及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- 許可なく物品の販売等を行うこと。
- 前各号に掲げるもののほか、公園の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第2条に規定する指定管理者（公園の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は公園からの退去を命ずることができる。

- 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- 指定管理者の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められる者

（公園の損傷等の届出等）

第3条 利用者は、公園の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（損害賠償義務）

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により公園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（遵守事項）

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- 公園の施設に特別の設備を付加し、又は公園の施設の設備に変更を加えないこと。
- 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

（利用権の譲渡の禁止）

第6条 利用者は、公園の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

（原状回復）

第7条 利用者は、公園の利用を終了したとき又は条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（指定の申請）

第8条 条例第5条の申請書の様式は、護摩壇山森林公園指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 公園の運営管理に関する事業計画書
- 公園の運営管理に関する収支予算書

- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 知事は、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、条例第5条の規定による申請を求めるものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 公園の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 公園の管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による公園の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「知事」を「知事又は知事」に、「管理者」を「指定管理者」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式 (第 8 条関係)

護摩壇山森林公園指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

護摩壇山森林公園設置及び管理条例第 5 条の規定により、護摩壇山森林公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第76号）附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

告 示

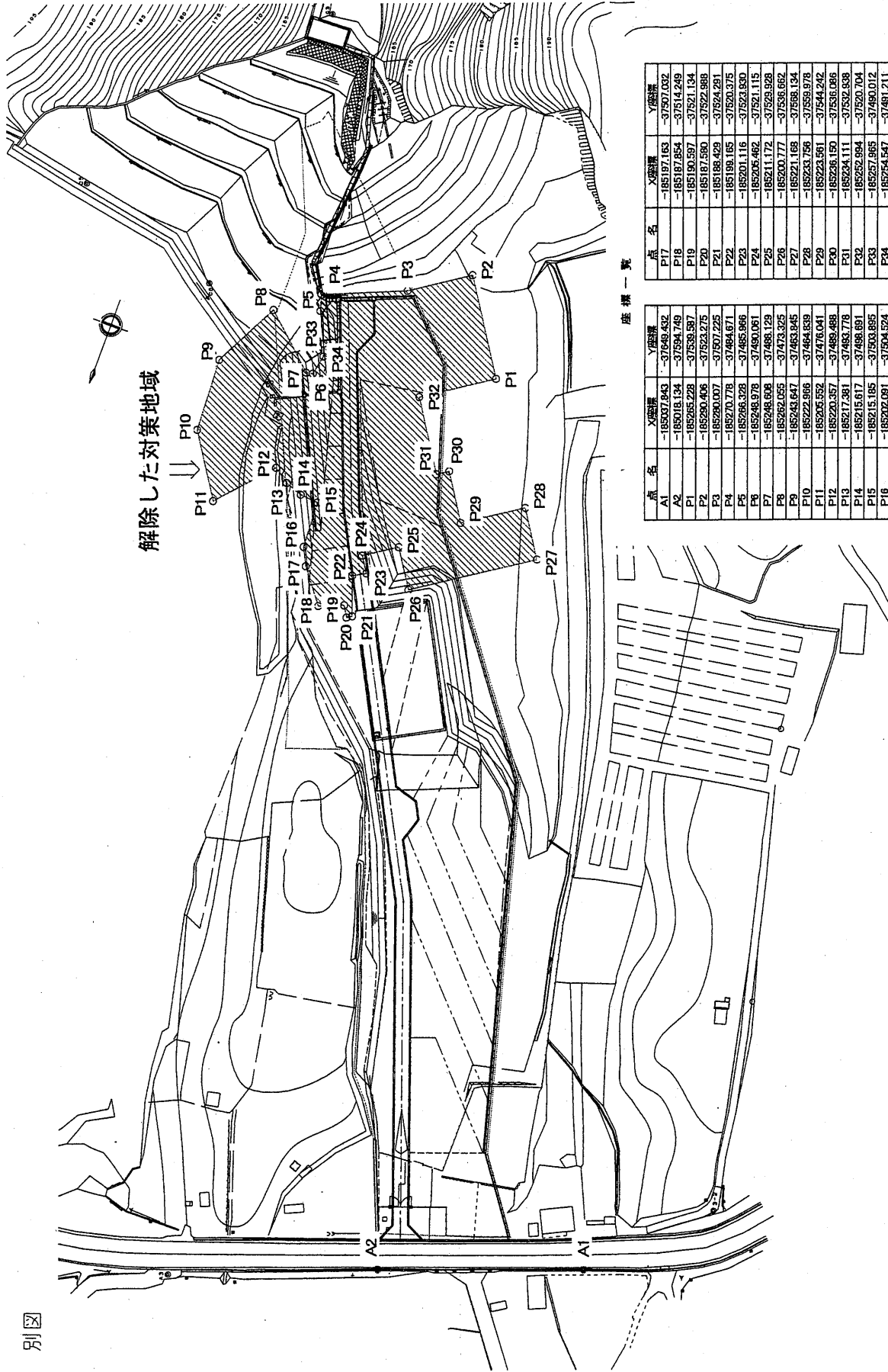
和歌山県告示第1156号

平成14年和歌山県告示第377号により告示したダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第30条第1項の規定に基づき解除したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除した年月日 平成17年8月9日
- 2 解除した区域 別図のとおり（橋本市野上山谷田）



別図

座標一覧

点名	X座標	Y座標
A1	-185007.943	-37649.432
A2	-185018.134	-37594.749
P1	-185265.228	-37539.587
P2	-185290.406	-37523.275
P3	-185290.007	-37507.225
P4	-185270.778	-37484.871
P5	-185266.328	-37465.866
P6	-185248.978	-37450.061
P7	-185248.608	-37438.129
P8	-185242.055	-37473.325
P9	-185243.647	-37483.845
P10	-185222.966	-37464.839
P11	-185205.552	-37416.041
P12	-185203.957	-37483.488
P13	-185217.381	-37483.778
P14	-185215.617	-37498.691
P15	-185215.185	-37503.895
P16	-185202.091	-37504.524

点名	X座標	Y座標
P17	-185197.163	-37507.032
P18	-185187.854	-37514.249
P19	-185190.897	-37521.134
P20	-185187.590	-37522.988
P21	-185188.429	-37524.281
P22	-185199.185	-37520.375
P23	-185201.116	-37523.930
P24	-185205.462	-37521.115
P25	-185211.172	-37529.928
P26	-185200.777	-37536.662
P27	-185221.168	-37568.134
P28	-185233.756	-37559.878
P29	-185223.651	-37544.242
P30	-185236.150	-37530.086
P31	-185234.111	-37532.938
P32	-185252.894	-37520.704
P33	-185257.965	-37490.012
P34	-185254.547	-37481.211

和歌山県告示第1157号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合は、申請者の名称)	住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	法人の場合 にあつては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3072500469	医療法人北斗大洋会	東牟婁郡那智勝浦町字久井714-3	尾崎宜洋	訪問リハビリテーション ショナルピナス	東牟婁郡那智勝浦町字久井714-3	訪問リハビリテーション	平成17.8.1

和歌山県告示第1158号

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(塩屋地区)
- 2 確定年月日 平成14年3月20日
- 3 工事を完了した時期 平成17年3月31日

- 理事 中坂政廣 那賀郡打田町大字南中225番地の2
 理事 坂上武 那賀郡打田町大字南中273番地
 理事 高橋弘佳 那賀郡打田町大字北大井546番地
 理事 市橋貞利 那賀郡打田町大字古和田663番地
 監事 瀧瀧俊夫 那賀郡打田町大字北中193番地
 監事 岩本秀夫 那賀郡打田町大字南中11番地
 監事 津川光生 那賀郡打田町大字北大井533番地の4
 監事 樹谷千代治 那賀郡打田町大字古和田638番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	高橋昌司	那賀郡打田町大字北中307番地
理事	高橋久雄	那賀郡打田町大字北中302番地
理事	高橋義美	那賀郡打田町大字北中157番地
理事	坂井清彦	那賀郡打田町大字南中287番地
理事	瀧口進	那賀郡打田町大字南中251番地の2
理事	中坂政廣	那賀郡打田町大字南中225番地の2
理事	小谷靖二	那賀郡打田町大字南中12番地の3
理事	高橋弘佳	那賀郡打田町大字北大井546番地
理事	池田登	那賀郡打田町大字古和田642番地
監事	瀧瀧俊夫	那賀郡打田町大字北中193番地
監事	板東利彦	那賀郡打田町大字南中61番地
監事	津川光生	那賀郡打田町大字北大井533番地の4
監事	岩田裕行	那賀郡打田町大字古和田415番地

和歌山県告示第1159号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 海南市営土地改良事業(ため池等整備事業曾和池地区)
- 2 同意年月日 平成15年2月21日
- 3 事業主体 海南市
- 4 工事を完了した時期 平成17年1月18日

和歌山県告示第1160号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、海神池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	高橋昌司	那賀郡打田町大字北中307番地
理事	高橋久雄	那賀郡打田町大字北中302番地
理事	中嶋良雄	那賀郡打田町大字南中110番地の2
理事	坂井清彦	那賀郡打田町大字南中287番地
理事	板東利彦	那賀郡打田町大字南中61番地

和歌山県告示第1161号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図製作)
- 2 作業期間 平成17年8月1日から平成18年3月31日まで

3 作業地域

和歌山市(今福一丁目・同二丁目・同三丁目・同五丁目)

和歌山県告示第1162号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 調達役務

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行3か月を経過していないもの。
 - (ア) 法人税及び所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する者を示す。)が2名以上勤務することを証する書類
- サ 建築物等に関する設計・調査等の実績のあることがわかる書類

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成17年8月16日(火)から同年8月31

日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年9月6日(火)までの間に和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

(5) (4)における書面による質問に対する回答については、平成17年9月13日(火)までに当該質問を行った者に対して書面により行うものとする。

なお、重要な事項に関する場合は、3に掲げる説明会の出席者に対しても回答を行うこととする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁 北別館 4階 A会議室

(2) 日時

平成17年8月19日(金)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成17年8月16日(火)から同年8月31日(水)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3233
(ファクシミリ番号 073-441-3232)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成17年8月16日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)の趣旨及び内容を理解している建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する者を示す。)を2名以上確保できるもの。

- (5) 建築物等に関する設計・調査等の実績があること。
- (6) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、審査の結果を競争入札参加資格結果通知書により平成17年9月6日(火)までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成17年9月13日(火)までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
(4) 説明要求に対する回答については、平成17年9月20日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県立わかやま館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 施設名 和歌山県立わかやま館
- (2) 所在地 和歌山県和歌山市毛見1520番地
- (3) 施設規模
ア 建設年月日 平成6年6月23日
イ 建築面積 2,904.96㎡
ウ 建築延床面積 8,353.29㎡
エ 建物の構造 鉄骨造陸屋根4階建
冷暖房設備有・エレベーター3基有
オ 駐車場 40台駐車可能(身体障害者用3台)
カ 敷地面積 5,184.38㎡
- (4) 施設の主な内容
1階 県特産品の販売ブース 250㎡
キュービック和歌山 400㎡
2階 イベントホール 350㎡
ドームシアター 380㎡
3階 会議室301号室 130㎡
会議室302号室 100㎡
会議室303号室 100㎡
会議室304号室 100㎡

- 会議室305号室 65㎡
- 会議室306号室 65㎡
- 小会議室 64㎡
- 大会議室 196㎡
- サロン 150㎡
- 特別室 100㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 和歌山県立わかやま館の運営に関する業務
- (2) 和歌山県立わかやま館の維持管理に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)

4 申請資格

指定管理者の申請資格は、次の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に和歌山県立わかやま館を管理運営し、かつ、和歌山県立わかやま館設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第46号)第1条に規定する会館の設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 和歌山マリーナシティ内の他の施設との連携を図れる団体であること。
- (3) 県内に営業所を有すること。
- (4) 建築延床面積5,000㎡以上の施設の維持管理の実績を有していること。
- (5) 和歌山県立わかやま館における指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会に参加していること。

5 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 会社更生法又は民事再生法等による手続をしている団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平

成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

6 和歌山県立わかやま館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県立わかやま館指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間

平成17年8月22日(月)から平成17年8月31日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課

(2) 説明会に関する事項

ア 日時 平成17年9月2日(金) 午後1時

イ 場所 和歌山県立わかやま館(和歌山市毛見1520番地)

ウ 説明会の内容

(ア) 募集要項及び仕様書による説明

(イ) 施設の見学

エ 留意事項

(ア) 募集に係る資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合は、日時及び場所を変更することがあること。

(3) 説明会への参加の手続

説明会への参加を希望する者は説明会参加申込書を作成し、次により提出すること。

ア 参加申込書配付期間 (1)アに同じ。

イ 参加申込書配付場所 (1)イに同じ。

ウ 参加申込書提出期間

平成17年8月22日(月)から平成17年8月31日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

エ 参加申込書提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課

オ 提出方法

提出場所に持参すること。

7 問い合わせ先

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階

和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課

電話番号 073-441-2720(直通)

FAX番号 073-432-4409

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 都市計画の種類及び名称

岩出都市計画、打田都市計画、粉河都市計画、那賀都市計画、桃山都市計画及び貴志川都市計画下水道(紀の川中流域下水道)

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

和歌山県那賀郡岩出町大字中島字松原

変更する部分

和歌山県那賀郡岩出町大字中島字鷺ノ瀬、川添、村前

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

岩出町事業部都市計画課、打田町土木課、粉河町建設課

那賀町建設課、桃山町まちづくり課、貴志川町まち整備課

課

4 縦覧期間

平成17年8月16日から平成17年8月29日まで

入札公告

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年8月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成17年度 都政第1号

(2) 調達役務の名称及び数量

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」施設現地調査業務一式

(3) 予定価格

846,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- (4) 調達役務の仕様等
入札説明書による。
- (5) 履行期限
平成17年12月10日(木)
- (6) 納入場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
- 2 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
- (2) 期間
平成17年8月16日(火)から同年9月29日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 3 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
2の(1)に同じ。
- (2) 期間
2の(2)に同じ。
- 4 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時は次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁 北別館 4階 A会議室
- イ 入札日時
平成17年9月29日(木)午後2時から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年9月29日(木)午後1時までには県土整備部都市住宅局都市政策課に必着するように行わなければならない。
- 5 入札方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で平成17年度和歌山県告示第1162号に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- (1) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札は、行わない。
- 8 契約書の作成の要否
要
- 9 契約の締結における議会の議決の要否
否
- 10 その他
- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-3233
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。